

平成 30 年 3 月

取引業者各位

不正取引に係る取引停止について

済生会横浜市東部病院 院長

当院では、競争的資金等を使用する研究の取引業者の皆様には、取引に当たり、「済生会横浜市東部病院における競争的資金等を使用する研究の不正防止に関する規程」及び「競争的資金の運営管理に関する細則」において、不正な取引に関与した場合、当該業者には、取引停止等の措置を講じることとしております。

「競争的資金の運営管理に関する細則」第 4 条

「物品の購入（発注・検収）については、購買室（中略）の職員が行わなくてはならない。なお、納品業者が意図的に購買室を経由することなく研究者へ直接納品をしたり、納品書と異なったものを納品する等の不正な取引に関与した場合や、架空の納品に基づく支払いに関与する等、不正な取引に関与した場合は、当該業者に取引停止との措置を講ずるものとする。」

誓約書（20 万円以上取引のある業者に提出依頼）においても、この件は明示しております。

つきましては、上記当院規程及びその他関係法令を遵守し、健全な取引を実施頂きますようお願いいたします。